

議案第31号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

学校給食用米

2 取得の方法

随意契約による買入れ（単価契約）

3 取得に要する金額（見込み）

105, 229, 710円

4 取得に係る相手方

佐倉市寺崎761

千葉みらい農業協同組合佐倉四街道営農センター

センター長 高橋正典

令和7年12月1日提出

佐倉市長 西田 三十五